

(4) 高齢者施設等従事者の範囲

○介護保険施設

- ・ 介護老人福祉施設
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護医療院

○居住系介護サービス

- ・ 特定施設入居者生活介護
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・ 認知症対応型生活介護

○老人福祉法による施設

- ・ 養護老人ホーム
- ・ 軽費老人ホーム
- ・ 有料老人ホーム

○高齢者住まい法による住宅

- ・ サービス付き高齢者向け住宅

○生活保護法による保護施設

- ・ 救護施設
- ・ 更生施設
- ・ 宿所提供施設

○障害者総合支援法による障害者支援施設等

- ・ 障害者支援施設
- ・ 共同生活援助事業所
- ・ 重度障害者包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合に限る）
- ・ 福祉ホーム

○その他の社会福祉法等による施設

- ・ 社会福祉住居施設（日常生活支援住居施設を含む）
- ・ 生活困窮者・ホームレス自立支援センター
- ・ 生活困窮者一時宿泊施設

- ・ 原子爆弾被爆者養護ホーム
- ・ 生活支援ハウス
- ・ 婦人保護施設
- ・ 矯正施設（※患者が発生した場合の処遇に従事する職員に限る）
- ・ 更生保護施設

○居宅サービス事業所等

- ・ 訪問介護
 - ・ 訪問入浴介護
 - ・ 訪問リハビリテーション
 - ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - ・ 夜間対応型訪問介護
 - ・ 居宅療養管理指導
 - ・ 通所介護
 - ・ 地域密着型通所介護
 - ・ 療養通所介護
 - ・ 認知症対応通所介護
 - ・ 通所リハビリテーション
 - ・ 短期入所生活介護
 - ・ 小規模多機能型居宅介護
 - ・ 看護小規模多機能型居宅介護
 - ・ 福祉用具貸与
 - ・ 居宅介護支援
- ※ 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。

○訪問系サービス事業所等

- ・ 居宅介護
- ・ 重度訪問介護
- ・ 行動援護
- ・ 同行援護
- ・ 重度障害者等包括支援（訪問系サービス等を提供するもの）
- ・ 自立生活援助
- ・ 短期入所
- ・ 生活介護
- ・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援（A型・B型）
- ・ 就労定着支援
- ・ 計画相談支援
- ・ 地域移行支援
- ・ 地域定着支援

※ 地域生活支援事業（訪問入浴サービス、移動支援事業、意思疎通支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、生活訓練等、相談支援事業）を含む

○その他

- ・ 認知症対応型共同生活介護
- ・ 認知症カフェ・通いの場
- ・ 手話通訳
- ・ オレンジパートナー
- ・ ケアラー（在宅介護者）
- ・ 福祉施設等現場実習を行う学生